

## 病院感染防止の体制

### 1. 病院感染

病院感染は病院内で曝露を受けた微生物によって引き起こされる感染症である。病院感染の発生は患者やその家族にとって不利益であるばかりでなく、医療や看護の面でも大きな不利益を被る。医療従事者が感染の媒介にならないため、また医療従事者自身の感染を防止することを目的に病院内で働くすべての職員はすべての患者に対し適切な感染防止技術を用いなければならない。

### 2. 病院感染防止の体制

#### 1) 感染対策委員会

病院感染対策に関する諸問題を協議し感染防止を図るために設ける。副院長が感染対策に造詣のあるものをその委員長に指名する。月1回委員会が開催される。

#### 2) ICT( Infection Control Team )

感染防止対策推進のため実践チームとして院長の直属に設ける。ICTのメンバーは各部署より感染対策に造詣のあるものを中心にチーム責任者が指名する。定期的に会議や巡回等を行い、各部門の課題に対して迅速に対応して処理する。

#### 3) 看護部感染対策小委員会

看護部門の感染対策上の問題を検討し、適切な感染防止対策遂行のために活動する。

### 3. 病院感染マニュアルの管理

感染対策委員会がマニュアルを管理する。マニュアルの内容はICTと看護部感染対策小委員会において隨時検討と改訂を行い、感染対策委員会で承認をする。

#### 【 改訂記録 】

| 作成・改訂日      | 改訂箇所・理由 |
|-------------|---------|
| 2005年 3月29日 | 作成      |
| 2005年12月26日 | 改訂      |
| 2007年10月 1日 | 改訂      |
| 2010年 4月 1日 | 改訂      |
| 2014年 4月23日 | 書式統一のため |